様式第１号（第５の１の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自転車防犯登録ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車の盗難の防止及び盗品である自転車の回復に資するために利用する。	
記録項目	１防犯登録番号、２車体番号、３車種、４塗色、５車輪径、６氏名、７住所、８電話番号	
記録範囲	自転車防犯登録を受けた者	
記録情報の収集方法	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会からの納入により収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）　兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課(別表のとおり)	
	（所在地）　〒650-8510神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地(別表のとおり)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　■無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被保護者等情報ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	警察官職務執行法等に基づく保護取扱時の速やかな身柄の引継や、適切な関係機関等への通報等に資するため、被保護者や引取者等の情報を警察庁、警視庁、道府県警察本部及び県下各警察署の間で共有する。
記録項目	【保護カード】 １事案番号、２被保護者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業、身分確認方法、異名、推定年齢、身体特徴、認知症の有無）、３根拠法令、４発見日時・場所・管轄交番、５参考人・目撃者等（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、６発見時の状況、７保護期間、８保護主任者への報告等、９照会、10外傷及び着衣等の損傷状況、11危険物（凶器等）の所持、12保護（収容）場所、13保護終了後の身柄措置、14引取人等への連絡、15引取人・引渡先（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、16その他参考人、17認知症支援対象者情報提供への同意、18精神保健に関する支援希望、19精神保健福祉法第23条に基づく知事への通報、20保護室収容状況、21児童相談所長の保護委託（一時保護）、22保護期間延長許可、23氏名等不詳の場合の措置、24特記事項、25執行隊引継状況、26保護開始時取扱者 【精神障害者発見通報書】 １事案番号、２発見日時・場所、３被通報者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、４理由又は事案の概要、５保護者（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、６その他参考事項 【アルコール慢性中毒者の保護に関する通知書】 １事案番号、２発見日時・場所、３保護の場所、４被保護者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、５中毒者又はその疑いがあると認めた理由、６その他参考事項 【精神保健受理情報】 １事案番号、２受理者、３受理日時、４受理態様、５情報提供機関、６対象者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業、保険等種別）、７病名、８通院歴、９入院歴、10入院・通院先、11自傷他害のおそれの有無、12保健所に対して依頼した内容、13家族等（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、14情報内容及び要望 【精神保健相談情報】 １事案番号、２認知日時・場所（発見日時・場所）、３認知端緒、４本人情報（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、５事案の概要、６家族等（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、７その他参考事項 【認知症に係る支援対象者情報】 １事案番号、２認知日時、３事案概要、４支援対象者（氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業、かかりつけ医療機関、

	家族構成、認知症の症状）、５情報提供同意者（続柄、氏名、生年月日、年齢、性別、住所、連絡先、職業）、６希望する支援の内容等	
記録範囲	警察において保護をした被保護者、その引取者、関係機関への被通報者及びその家族等	
記録情報の収集方法	県下警察署からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁、警視庁、道府県警察本部及び県下46警察署（別表のとおり）並びに簡易裁判所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ■有　□無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	事前警告機能付通話録音装置管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	葺合署、長田署、須磨署、垂水署、神戸水上署、神戸西署、宝塚署、三木署、加古川署、高砂署、飾磨署、福崎署、赤穂署、南但馬署、淡路署、南あわじ署	
個人情報ファイルの利用目的	事前警告機能付通話録音装置の管理	
記録項目	１貸出、返却年月日、２被貸与者情報（住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号）、３返却者氏名	
記録範囲	事前警告機機能付通話録音装置の被貸与者、返却者	
記録情報の収集方法	貸出申請の受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ■有　□無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺水際阻止協力の店（家）登録ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止活動に向けた情報を発信するため	
記録項目	１所属、２登録年月日、３登録解除年月日、４区分、５住所、６事業所名称又は氏名、７連絡先、８近隣ＡＴＭ（設置区分）、９連絡方法	
記録範囲	特殊詐欺水際阻止協力の店（家）として登録した事業所・店舗・家	
記録情報の収集方法	戸別訪問等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　■無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺相談者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起等を実施するため	
記録項目	１類型、２認知署、３受理番号、４水際阻止の有無、５端緒、６認知年月日、７発生年月日、８発生時間、９住所、10氏名、11カナ氏名、12性別、13職業、14固定電話、15携帯電話番号、16生年月日、17年齢	
記録範囲	特殊詐欺の相談者	
記録情報の収集方法	相談者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　■無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺被害防止コールセンター管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起を実施するため	
記録項目	１住所、２氏名、３性別、４電話番号、５高齢者の居住者の有無、６住所地の管轄警察署、７対応者、８架電日、９架電時間、10リスト根拠、11架電結果、12防犯機能付電話機設置の有無	
記録範囲	特殊詐欺被害防止コールセンターが架電により注意喚起を実施した対象者	
記録情報の収集方法	電話	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ■有　□無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	防犯指導実施対象者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起を実施するため	
記録項目	１所属、２実施日、３実施者、４住所、５氏名、６ふりがな、７生年月日、８年齢、９自宅電話番号、10携帯電話番号、11世帯の種別、12家族への連絡同意（実施結果）、13個人情報活用の同意、14固定電話機の種別、15過去の被害、16過去の予兆電話、17啓発ポップの配布の有無、19配布年月日、20区分、21防犯機器の設置方法	
記録範囲	特殊詐欺の注意喚起をする必要がある者	
記録情報の収集方法	戸別訪問・面接	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター 及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号 及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル □有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊詐欺被害に遭うおそれが認められる高齢者に関する市区町への情報提供ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者に関する情報を市区町と共有し、特殊詐欺被害を防止するために利用する。	
記録項目	１所属、２提供日、３高齢者情報（氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、同居者）、４顕著な症状、５情報提供同意者情報（続柄、氏名、年齢、住所、電話番号）、６事案内容・対応経緯、７担当者情報（所属、氏名、電話番号）	
記録範囲	警察において把握した特殊詐欺被害に遭うおそれが認められる高齢者及び情報提供同意者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県下の市区町における福祉を担当する課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター 及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号 及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第２項第１号 （電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　□無	■法第60条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備　　考	

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	捜査の過程で押収した名簿登載者リストファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	特殊詐欺、利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯の捜査の過程で押収した名簿登載者に対し、登載事実を告げた上で注意喚起を行うことにより、これらの犯罪被害を防止するため。	
記録項目	１案件年、２案件種別、３案件番号、４資料名、５郵便番号、６住所、７氏名、８電話番号	
記録範囲	捜査の過程で押収した名簿に登載されている者	
記録情報の収集方法	警察庁からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　■無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	１資格、２業種等、３資格者証等の区分、４資格者証等番号、５受理警察署、６氏名、７生年月日、８本（国）籍、９交付年月日、10書換年月日、11返納年月日、12住所	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る６及び８の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第５項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る６及び８の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第３項において準用する同法22条第５項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る６及び12の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第15条第１項による。	
個人情報ファイルの種別	□法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル □有　□無	■法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備　　考	

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	１認定証番号、２警備業者名、３受理警察署、４営業所番号、５管内営業所名称、６管内営業所所在地、７取り扱う警備業務の区分、８警備業務の種別、９現任責任者講習受講日、10選任警備員指導教育責任者の配置状況、11選任警備員指導教育責任者の氏名、12選任警備員指導教育責任者の住所、13選任警備員指導教育責任者の業種等、14選任警備員指導教育責任者の資格者証の交付公安委員会、15選任警備員指導教育責任者の資格者証番号、16基地局名称、17基地局所在地、18選任機械警備業務管理者の氏名、19選任機械警備業務管理者の住所	
記録範囲	選任警備員指導教育責任者及び選任機械警備業務管理者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	警備業者に係る２、５、６、７、11及び12の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11項第１項並びに同条第４項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）第17条第２項による。機械警備業者に係る１、16、17、18及び19の記録事項に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第２項による。	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　□有　■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	（所在地）神戸市中央区下山手通５丁目４番１号	

行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備　　考	

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業者ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	警備業の認定その他警備業法（昭和47年法律第117号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	１認定証番号、２認定証交付公安委員会、３受理警察署、４警備業者名、５警備業者の住所、６警備業者の電話番号、７法人等の種別、８代表者の氏名、９代表者の生年月日、10認定年月日、11営業開始年月日、12更新年月日、13申請年月日、14申請内容、15届出年月日、16届出内容、17主たる営業所の名称、18主たる営業所の所在地、19主たる営業所の業務区分、20主たる営業所の選任指導教育責任者の氏名、21その他の営業所の名称、22その他の営業所の所在地、23その他の営業所の業務区分、24その他の営業所の選任指導教育責任者の氏名、25届出公安委員会、26営業所の数、27基地局の名称、28待機所の数、29処分等事由、30処分等の種類、31処分等年月日、32処分等対象者の氏名、33処分等対象者の年齢、34行政処分営業所名称、35行政処分営業所停止期間	
記録範囲	警備業者の代表者、選任指導教育責任者及び被処分者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり） （所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	４、５、８、17、18、19、20、21、22、23、24の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第11項第１項並びに同条第４項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第１号）第17条第２項による。機械警備業者に係る27の記録事項に変更があった場合の訂正については、警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第２項による。	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第７項に該当するファイル ■有　□無	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター
	（所在地）神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
行政機関等匿名加工情報の概要	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備　　考	

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に基づく古物商、古物市場主及び質屋の許可及び前記法令に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	第１古物商及び古物市場主 １受理年月日、２受理警察署、３許可の種類、４許可年月日、５許可証番号、６法人等の種別、７営業者（氏名又は名称、生年月日、本籍、住所又は所在地、電話番号）８法人の代表者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）９法定代理人（氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）10行商の有無、11営業所・古物市場（形態、名称、所在地、電話番号、取り扱う古物の区分、標識の種別）12管理者（選任年月日、解任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）13法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号）、14ホームページ利用取引（取引の有無、開始年月日、廃止年月日、送信元識別符号） 第２質屋 １受理年月日、２受理警察署、３許可年月日、４許可証番号、５法人等の種別、６営業者（氏名又は名称、生年月日、本籍、住所又は所在地、電話番号）７法人の代表者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）８法定代理人（氏名、生年月日、本籍、住所又は居所、電話番号）、９営業所（名称、所在地、電話番号）10保管設備の概要（床面積、出入口の構造、消火設備、窓換気口の数、独立施錠、容積、壁体、内壁の仕上、床の仕上、住宅施設）、11法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号）、12管理者（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号）、13法人の役員（就任年月日、辞任年月日、氏名、生年月日、役職、本籍、住所、電話番号） 第３行政処分者 １受理年月日、２上申警察署、３処分種類、４許可年月日、許可証番号、５営業者氏名又は名称、６代表者氏名、７営業所の名称、所在地、７違反種別、 ８処理の経緯（弁明通知書交付日、弁明調書作成日、 指示書交付日、聴聞通知書交付日、聴聞開催日、取消処分通知書交付日、公示日、営業停止処分期間）
記録範囲	古物商、古物市場主及び質屋
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。
記録情報の経常的提供先	警察庁

<table>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター
及び県下46警察署警務課（別表のとおり）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号
及び県下46警察署所在地（別表のとおり）</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">第１の６から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第７条第１項及び第２項並びに古物営業法施行規則（平成７年国家公安委員会規則第10号）第５条第３項及び第６項による。
第２の５から13の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第４条第２項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第８条第１項による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
■有　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">条例要配慮個人情報の規定なし</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">令和２年４月１日以降に許可を取得した古物商及び古物市場主の記録項目
１受理年月日、２受理警察署、３許可の種類、４許可年月日、５許可証番号、６営業者の氏名又は名称、７法人の代表者氏名、８営業所・古物市場（形態、名称、所在地、電話番号、主として取り扱う古物の区分）、９ホームページ利用取引送信元識別符号）</td></tr>
</table>

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	風俗営業等管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	風俗営業又は特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可その他風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、以下「風営法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１警察署、２営業種別、３許可等年月日、４許可等番号、５営業所の名称、６営業所等の所在地、７営業所電話番号、８法人名、９法人の所在地、10代表者、営業者、管理者及び役員の氏名、11代表者、営業者、管理者及び役員の生年月日、12代表者、営業者、管理者及び役員の本（国）籍、13代表者、営業者、管理者及び役員の住所、14客室数、15営業所の床面積、16客室の床面積、17遊技設備、18客の依頼を受ける方法、19広告宣伝で使用する呼称、20客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先、21待機所の所在地、22電気通信設備を識別するための電話番号又は記号、23電気通信設備の設置場所、24広告又は宣伝の態様、25会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置の内容等、26自動公衆送信装置設置者の氏名、名称及び住所、27映像伝達用設備を識別するための電話番号等、28返納、廃止年月日、29違反条項、30行政処分種別、31事件処理の有無、32認知及び本部上申日、33弁明通知書、聴聞通知書、指示書及び行政処分通知書交付日、34処分内容、35管理者及び役員の就任、辞任年月日、36受理年月日
記録範囲	風俗営業等の許可を受けた者（許可を取消された者の記録又は廃業届出を提出した者の記録については、取消し等された時点から５年間保存される。）、特例風俗営業者又は特例特定遊興飲食店営業の認定を受けた者（認定を取消し等された者の記録については、取消し等された時点から５年間保存される。）、性風俗関連特殊営業及び深夜酒類提供飲食店営業の開始届出を提出した者（廃業した者の記録については、廃業した時点から５年間保存される。）並びに行政処分を受けた者（当該処分を受けた時点から５年間保存される。）
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	警察庁
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター 及び県下46警察署警務課（別表のとおり）
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号 及び県下46警察署所在地（別表のとおり）
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	風俗営業者又は特定遊興飲食店営業者に係る５、８から10及び13の訂正は、風営法第９条第３項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第１号、以下「規則」という。）第20条第２項及び第３項並びに第88条第２項及び第３項による。風営法第27条第１項の届出書を提出した者に係る

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">５、８から10及び13の訂正は、同条第２項及び規則第42条第２項による。風営法第31条の２第１項の届出書を提出した者に係る６及び８から10まで、13、18から21までの訂正は、同条第２項及び規則第53条による。風営法第31条の７第１項の届出書を提出した者に係る６及び８から10まで、13、19、21、22、26、27の訂正は、同条第２項及び規則第59条による。風営法第31条の12第１項の届出書を提出した者に係る５、８から10まで、13及び22の訂正は、同条第２項及び規則第64条による。風営法第31条の17第１項の届出書を提出した者に係る５、８から10まで、13、19及び22の訂正は、同条第２項及び規則第70条による。風営法第33条第１項の届出書を提出した者に係る５、８から10まで及び13の訂正は、同条第２項及び規則第104条による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>■法第60条第２項第１号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第60条第２項第２号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第21条第７項に該当するファイル
■有　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2">該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">条例要配慮個人情報の規定なし</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式第１号（第５の１の⑴関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	銃砲等又は刀剣類管理ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課 県下46警察署（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	銃砲等又は刀剣類の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号、以下「銃刀法」という。）及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	１銃種、２許可証番号、３本（国）籍、４住所・電話番号、５氏名、６性別、７生年月日、８登録事由発生年月日、９許可番号、10有効期間、11商品名等、12銃口径、13銃特徴、14銃番号、15銃全長、16銃身長、17適合実（空）包、18替え銃身本数、19替え銃身、20用途別、21管轄警察署、22追加打刻番号、23記事、24取消事由又は失効事由、25問題銃状態、26家族状況、27職業・職歴、28学業・学歴、29資格・賞罰、30所属団体、31病歴その他個人の特質を規定する身体に関する個人情報、32犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそのある個人情報、33写真
記録範囲	銃刀法３条第１項の規定による届出を行った業者、第４条第１項の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第４条の３第２項、第12条の３の規定による公安委員会が指定する医師、第５条の３第１項の規定による所持の許可を受けようとする者、第９条の２第１項の規定により指定を受けた指定射撃場を設置及び管理する者、第９条の４第１項第１号の規定により指定を受けた教習射撃場を設置及び管理する者（第９条の６第２項の規定により届出があった場合）、第９条の９第１項第１号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第９条の11第２項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第８条第３項の規定による抹消の申請又は第９条第３項の規定による許可証の返納があった場合）、第９条の５第２項の規定による射撃教習の資格認定された者、第10条の９第１項の規定による指示を受けた者、第11条の規定による取消を受けた者、第14条第２項の規定による届出者、武器等製造法第28条第１項の規定により受けた通報
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む

記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510　神戸市中央区下山手通５丁目４番１号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	３から６まで、15、16及び18から20までの記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第７条第２項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第32条による。	
個人情報ファイルの種別	■法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第７項に該当するファイル ■有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名　称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通５丁目４番１号	
行政機関等匿名加工情報の概要	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	―	
	―	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	―	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備　　考		